

（契約保証金の納付）

第二百二十八条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。）にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額））の百分の五以上の額（工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造の請負契約にあつては請負代金の額の百分の十以上の額、電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）の方法により契約を締結する不動産又は動産の売払いにあつては予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定める額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもつて代えることができる。

一 第一百六十九条第一項各号に規定する有価証券

二 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第四項に規定する保証事業会社の保証

3 前項の場合において、同項第一号の有価証券の担保価額の算定については、第一百六十九条第一項に規定するところによる。

4 契約権者は、第二項第二号の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

（平八規則二二・全改、平二〇規則八七・平二〇規則一〇五・平二一規則二七・一部改正）

（契約保証金の減免）

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第二項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

四 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、

かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

六 一件五百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

七 一件五百万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

八 一件三百万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に百分の十（建設工事又は製造以外にあつては百分の五）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十一 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に百分の五を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十二 一件の契約金額が五百万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

十三 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

十五 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十八 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 前項第五号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第五号中「百万円未満」とあるのは、「三百万円未満」と読み替えるものとする。

（昭四一規則二〇・昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・昭四六規則九・昭四八規則二八・昭五一規則二一・昭和六〇規則一九・昭六二規則二四・平八規則二二・平一三規則五三・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二二規則二八・平二三規則二四・平二五規則二五・平二六規則二四・平二七規則四五・令四規則二〇・一部改正）

(入札保証金の額)

第二百四十八条 契約権者（当該入札について第四条第二項及び第三項の表3の項の規定により同項に規定する事務の委任がなされている場合にあつては、当該事務の委任を受けている者。次条、第二百五十条において準用する第二百三十条第一項、第二百五十一条第一項及び第三項、第二百五十三條第二項、第二百六十五條並びに第二百七十四條の七第三項において同じ。）は、一般競争入札に参加しようとする者に対し、その者の見積りに係る入札金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額））の百分の三以上の額（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該入札に係る予定価格の百分の十以上の額であつて契約権者が定める額）の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせ、又はその納付に代えて第六十九條第一項各号に規定する有価証券（不動産又は動産の売払いに係る電子入札にあつては、当該有価証券又は当該入札に関して契約権者の利用する電子入札システムを管理する事業者が発行するところの当該入札に参加しようとする者が当該入札に係る入札保証金を支払うに足る資力を有する旨の保証証書）を担保として提出させなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。

(平一九規則六九・平二〇規則四四・平二〇規則一〇五・平二一規則二七・一部改正)

(入札保証金の減免)

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 三 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 その他別に定めるとき。

- 2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

(昭四一規則七八・昭四三規則四四・昭四四規則二二・平四規則二一・平一九規則三四・平二〇規則四四・平二〇規則八七・平二一規則二七・平二三規則二四・平二四規則二九・平二八規則三〇・令四規則二〇・一部改正)

(入札保証保険証券の提出)

第二百五十条 第二百三十条第一項の規定は、前条第一項の規定により入札保証金を免除しようとする場合について準用する。この場合において、第二百三十条第一項中「履行保証保険契約」とあるのは「入札保証保険契約」と、「契約の相手方となるべき者」とあるのは「一般競争入札に参加しようとする者」と、それぞれ読み替えるものとする。

(平八規則二二・一部改正)